

商 品 名	通常貯金	
ご 利 用 いただける方	●個人及び法人その他団体（日本国内にお住まいの方に限ります。）	
預 入 期 間	●制限はありません。	
預 入 金 額	●1円以上、1円単位 ※A T Mでは10円未満の預入はできません。 ※A T Mでの預入に硬貨を伴う場合、所定の料金がかかりますので、その料金以下の預入はお取扱いできません。詳しくは「手数料・料金一覧【貯金関係】」のページをご覧ください。	
預 入 方 法	●ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で預入ができるほか、ゆうちょ銀行のA T M又は提携金融機関のA T Mでも預入ができます。 ※新規に預入される場合には、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口でお申込みください。 ※ゆうちょ通帳アプリによる預入は、ゆうちょ銀行のA T Mでのみお取扱いいたします。	
払 戻 方 法	●ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で払戻しができるほか、キャッシュカードの交付を受けている場合には、ゆうちょ銀行のA T M又は提携金融機関のA T M・C Dでも払戻しができます。 ※A T M等での1日当たりの払戻し上限額は、対象となるお取引の合計で50万円（お取引が、払込人が料金を負担する通常払込みの場合は、その料金を含みます。）です。窓口、A T M、ゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）又はゆうちょ通帳アプリで、1日当たりの払戻し上限額を1万円単位で次のように変更できます（A T M、ゆうちょダイレクト及びゆうちょ通帳アプリにおいては引き下げる変更に限ります。）。（ただし①≥②≥③）	
	I Cキャッシュカード 対応A T M等	①ゆうちょ通帳アプリ及びゆうちょ認証アプリによる認証を行う取扱い 0円～500万円
		②ゆうちょ通帳アプリ及びゆうちょ認証アプリによる認証を行わない取扱い 0円～200万円
		③I Cキャッシュカード非対応A T M等での取扱い 0円～200万円
	また、窓口又はゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）で、1日当たりの払戻し上限回数（0～999回）の設定もできます（ゆうちょダイレクトにおいては引き下げる変更に限ります。）。 なお、対象となるお取引は、ゆうちょ銀行のA T Mでの通帳又はキャッシュカードによる払戻し及び送金並びにキャッシュカードによるJ-Debit機能のご利用及び提携金融機関のA T M・C Dでの払戻しです。 おって、1日当たりの払戻し上限額を100万円超と設定していても、キャッシュカードによるJ-Debit機能のご利用における1回当たりの払戻し上限額は100万円となります。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。	
	●ゆうちょ銀行のA T Mでは、ゆうちょ通帳アプリによる払戻しができます。 ※ゆうちょ認証アプリによる認証が必要となります。 ※ゆうちょ通帳アプリで、ゆうちょ通帳アプリによる1日当たりの払戻し上限額を1円単位で0円～10万円の範囲で変更できます。	
利 率	●毎日のゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに郵便局の貯金窓口に表示する利率を適用します。	
利 子 計 算	●1年を365日とする日割計算で、付利単位は10円です。 ●年2回、3月末及び9月末を区切って、4月1日及び10月1日に利子を元金に加えます。	
利 子 課 税	●個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ●法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）	
付 加 可 能 特 約 事 項	●振替口座を併せて開設し、総合口座としてご利用いただきます（ゆうちょ銀行所定の方を除きます。）。	

なお、ゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）及びキャッシュカードをご利用の方（ゆうちょ銀行所定の方を除きます。）は、通帳を発行しない無通帳型総合口座としてご利用いただけます。

※通常貯金のご利用の上限額（オートスウィング基準額）を超えた預入金額は振替貯金となり利子は付きません。

※無通帳型総合口座では、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で手続きする場合は、通帳に代えてキャッシュカードを提出してください。

- 税引後の受取利子の20%を海外援助事業等を行うゆうちょ銀行が指定する団体に寄附していただく「ゆうちょボランティア貯金」をお申込みいただけます。
- 給与受取、年金自動受取り、自動払込み等がご利用いただけます。
- キャッシュカードがご利用いただけます（お一人さま1枚のみです。）。
- お一人さま1枚に限り、代理人の方のためのキャッシュカードがご利用いただけます。
- キャッシュカードをご利用の方（総合口座をご利用の方に限ります。）は日本電子決済推進機構（日本デビットカード推進協議会）加盟店等でキャッシュカードによるJ-Debit機能のご利用ができます。

※J-Debit機能の利用停止及び利用停止の解除は、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口でお申込みいただけるほか、ゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）でもお申込みいただけます。

- 総合口座で管理する担保定額貯金又は担保定期貯金を預入している場合において、通常貯金の残高を超える払戻しの請求があったときは、これらの貯金（貯金担保自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。）を担保にして、自動的に「貯金担保自動貸付け」の取扱いが受けられます。

そ の 他

- 通帳及びキャッシュカードは、他人に使用されないよう保管してください。
- 暗証番号は、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号等、他人に容易に推測されやすい番号を使用できません。
- ATMでの預入又は払戻しに硬貨を伴う場合、所定の料金がかかります。詳しくは「手数料・料金一覧【貯金関係】」のページをご覧ください。
- 駅やショッピングセンター・ファミリーマート等に設置しているゆうちょ銀行のATMでの預入又は払戻しには、曜日・時間帯により所定の料金がかかります。詳しくは「手数料・料金一覧【貯金関係】」のページをご覧ください。
- 提携金融機関のATM・CDがご利用いただけます。ご利用の際は、ゆうちょ銀行所定の手数料が必要となります。詳しくは、「ATM・CD提携サービス」のページをご覧ください。
- ゆうちょ銀行の通常貯金のご利用は、法令の定めにより通常貯蓄貯金と合算してお一人さま1,300万円までとなっています。
- この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本1,000万円までとその利子が保護されます。
- この貯金には、通常貯金規定その他関係規定が適用されます。
- 詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。

ゆうちょコールセンター	
電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
受付時間	ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。

- ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。

一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室	
電 話	0570-017109 又は 03-5252-3772
受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）

2023年5月15日現在